

令和6年度 指定障害福祉サービス事業者等運営指導 実施状況

1 サービス別の実施状況

区 分		事業所数			計画数 d	実施数 e	実施率 (計画比) e/d	実施率 (対象比) e/c
		現存 a	休止 b	対象 c=a-b				
介護給付	居宅介護	52	1	51	11	12	109%	24%
	重度訪問介護	49	1	48	10	11	110%	23%
	同行援護	13	1	12	10	1	10%	8%
	行動援護	6		6	2	1	—	17%
	療養介護	1		1	1	0	—	0%
	生活介護	38		38	14	3	21%	8%
	短期入所	21		21	9	2	22%	10%
	重度障害者等包括支援	0		0	—	0	—	—
訓練等給付	施設入所支援	6		6	1	0	—	0%
	自立訓練（機能訓練）	1		1	0	0	—	0%
	自立訓練（生活訓練）	8		8	2	0	0%	0%
	就労移行支援	20	4	16	3	0	0%	0%
	就労継続支援A型	16		16	3	4	133%	25%
	就労継続支援B型	61		61	20	10	50%	16%
	就労定着支援	12	2	10	4	0	0%	0%
	自立生活援助	4		4	2	0	0%	0%
相談支援	共同生活援助	31		31	12	3	25%	10%
	地域移行支援	17	1	16	10	0	0%	0%
	地域定着支援	17	1	16	10	0	0%	0%
	計画相談支援	35	3	32	16	10	63%	31%
	障害児相談支援	24	1	23	13	10	77%	43%
障害児通所支援	児童発達支援センター	2		2	0	0	—	0%
	児童発達支援	27		27	9	2	22%	7%
	医療型児童発達支援	0		0	—	0	—	—
	放課後等デイサービス	56		56	21	6	29%	11%
	居宅訪問型児童発達支援	1		1	0	0	—	0%
	保育所等訪問支援	4		4	1	0	0%	0%
計		522	15	507	184	75	41%	15%

2 運営指導における文書指導の状況

事業区分	対象事業所数	実施数	文書指導した事業所数	件数
(1) 障害福祉サービス	330	47	20	77
ア 介護給付	183	30	9	30
イ 訓練等給付	147	17	11	47
(2) 相談支援	87	20	7	22
(3) 障害児通所支援	90	8	5	41
計	507	75	32	140

(1) 障害福祉サービス

ア 介護給付

項目	主な指導事項
運営に関する基準	・虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。従業者に対する虐待の防止のための研修の定期的実施。 ・身体拘束等適正化のための委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。従業者に対する身体拘束等適正化研修の定期的実施。 ・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期的開催とその結果の周知徹底。 ・計画を変更する際には、利用者等への説明、文書による同意及び計画の交付を行い、変更後の計画に基づいてサービスの提供が行われていることを明確にする。
給付費の算定及び取扱い	・虐待防止措置未実施減算の適用 ・身体拘束廃止未実施減算の適用

イ 訓練等給付

項目	主な指導事項
運営に関する基準	・業務継続計画の策定及び従業者への周知徹底。従業者に対する必要な研修・訓練の定期的実施。 ・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期的開催とその結果の従業者への周知徹底。従業者に対する研修並びに訓練の定期的実施。 ・虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。 ・身体拘束等適正化のための委員会開催と、結果の従業者への周知徹底。従業者に対する身体拘束等適正化研修の定期的実施。指針整備。 ・利用開始時の計画が確認できない。
給付費の算定及び取扱い	・虐待防止措置未実施減算の適用 ・身体拘束廃止未実施減算の適用 ・計画未作成減算の適用

(2) 相談支援

項目	主な指導事項
運営に関する基準	・虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。従業者に対する虐待防止のための研修の実施。 ・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期的開催とその結果の従業者への周知徹底。従業者に対する研修並びに訓練の定期的実施。 ・業務継続計画の策定及び従業者への周知徹底。従業者に対する必要な研修・訓練の定期的実施。 ・従業者に対し、資質向上のための研修機会の確保。
給付費の算定及び取扱い	・虐待防止措置未実施減算の適用

(3) 障害児通所支援

項目	主な指導事項
人員に関する基準	・児童発達支援管理責任者を早急に配置すること。
運営に関する基準	・虐待防止対策検討委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。従業者に対する虐待防止のための研修の実施。 ・身体拘束等適正化のための委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。従業者に対する、身体拘束等適正化研修の定期的実施。指針整備。 ・感染症の予防及びまん延防止のための委員会の定期的開催と、結果の従業者への周知徹底。従業者に対する研修並びに訓練の定期的実施。 ・業務継続計画の策定及び従業者への周知徹底。従業者に対する必要な研修・訓練の定期的実施。 ・計画の原案作成にあたり、担当者等を招集して会議を開催し、原案について意見を求めること。 ・理学療法士等による支援が必要な就学児に対して、計画に位置付けられた内容の支援が行われていない日に専門的支援実施加算を算定していた。
給付費の算定及び取扱い	・虐待防止措置未実施減算の適用 ・身体拘束廃止未実施減算の適用 ・児童発達支援管理責任者不在による人員欠如減算の適用 ・専門的支援実施加算の過誤調整

令和6年度 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）運営指導 実施状況

1 医療機関別の実施状況

区分		事業所数 a	実施予定 b	実施数 c	実施率 c/a
育成医療・ 更生医療	病院・診療所	39	0	0	0%
	薬局	186	0	0	0%
	指定訪問介護事業者等	11	0	0	0%
	計	236	0	0	0%

2 自己点検の促進

- (1) 平成29年度から当面の間、自立支援医療の質の確保及び給付の適正化を図るため、自己点検表を用いた自己点検（指定期間（6年間）中、毎年度1回）の実施と指定更新時の提出を依頼。
- (2) 自己点検表の内容を確認後、必要が認められる場合は、運営指導を行う。